

PRA原則遵守に関する報告

2016年12月26日時点における以下の価格評価に対する検証報告書を開示いたします。

レポート	価格評価指標
バンカー	NORTH/SOUTH AMERICA EUROPE MIDDLE EAST/AFRICA ASIA
原油・コンデンセート	Cash Crude Paper Crude Singapore Crack Margins (Against Dubai Crude Oil) Singapore Crack Margins (Against DTD Brent Crude Oil) Physical Crude (Middle East) Physical Crude (Africa) Physical Crude (Other) Physical Crude (Asia)
アジア石油製品	FOB SINGAPORE CARGOES SINGAPORE PAPER SWAPS SINGAPORE CRACK MARGINS FOB SOUTH KOREA CARGOES SR Clean Tanker Freight Rates FOB TAIWAN CARGOES CFR CHINA CARGOES FOB MIDDLE EAST CARGOES FOB INDONESIA MIXED/CRACKED LSWR CARGOES CFR JAPAN MR CARGOES FOB JAPAN MR CARGOES ASIA BUNKER PRICES
LPG	FOB MIDDLE EAST SPOT PRICES SAUDI CP SWAP REFRIGERATED CARGOES PRESSURIZED CARGOES CHINA DOMESTIC WHOLESALERS PRICES CALORIFIC VALUES JAPAN DOMESTIC SPOT PRICE ASSESSMENTS
ローリーラック	東名阪製油所出しローリーラック市況

レポート	価格評価指標
	東名阪油槽所出しローリーラック市況 その他の製油所・油槽所出しローリーラック市況
ジャパン石油製品	国内石油製品海上バークスポート市場 国内石油製品ペーパーズワップアセスメント
石油化学	Aromatics Olefins China Domestic Polymers PVC and Raw Materials Intermediates PET and Raw Materials
LNG	Spot LNG Price Assessment Freight Market
電力	Rim Index 翌日受渡 Rim Index 先渡価格

<リム情報開発は、IOSCO(証券監督者国際機構)による石油価格報告機関(PRA)に関する原則を遵守し、定期的にその状況を開示していきます>

2017年3月22日

リム情報開発株式会社
代表取締役 盛 尚子

検証報告書をご覧になりたい方は、次の事項をご承諾のうえ、下記同意ボタンを押して下さい。

私は、私自身及び私が所属・代表する法人（以下それぞれ「受領者」といいます）のために、以下について了承し、同意します。

1. PwC あらた有限責任監査法人（以下「PwC」といいます）は、各受領者に対して、PwC の報告書に関連する一切の責任（過失による責任を含みますが、これに限られません）を負いません。この報告書は、情報提供のみを目的として各受領者に提供されます。受領者は、PwC の報告書に依拠する場合には、全て受領者の責任においてこれを行うものとします。
2. 受領者は、PwC に対して、受領者による報告書へのアクセスに関連する一切の請求を行いません。
3. 受領者は、法令上要求される場合を除き、PwC の事前の書面による同意なく、PwC の報告書又は PwC の報告書から得た情報を他の第三者に開示してはなりません。
4. PwC の報告書は、リム情報開発株式会社の利益のために作成されたものです。PwC の報告書は、受領者の利益又はその利用のために作成されたものではありません。また、PwC の報告書は、受領者が行うべき照会に代替するものではありません。証券監督者国際機構（IOSCO）により定められた石油価格報告機関（PRAs）に関する原則遵守のための態勢に関する記述書は平成 28 年 12 月 26 日時点のものであり、したがって、PwC の保証報告書は過去の情報に基づいています。

当該情報又はそれに対する PwC の意見に基づき将来を予測することには、報告書の作成後に状況が変化し、証券監督者国際機構（IOSCO）により定められた石油価格報告機関（PRAs）に関する原則遵守のための態勢に関する記述が現在の態勢を正確に表さなくなるというリスクが伴います。これらの理由により、当該情報に基づく将来に関する予測は不適切なものになります。

5. PwC は、各条項の利益を享受し、また、各条項を強制執行する権利を有します。

6. 各条項及び各条項から生じる一切の紛争は、契約に基づくか否かを問わず、日本法に従って解釈され、また、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

同意する